

株式会社大韓航空によるアジアナ航空株式会社の株式取得に関する
審査結果について

令和 6 年 1 月 31 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社大韓航空（法人番号6700150004988）（以下「大韓航空」という。）によるアジアナ航空株式会社（法人番号7700150000045）（以下「アジアナ航空」という。また、大韓航空及びアジアナ航空を併せて「当事会社」という。）の株式取得（以下「本件行為」という。）について、大韓航空に対し、本日、排除措置命令を行わない旨の通知を行った。

本件審査において、公正取引委員会は、当事会社が申し出た措置が講じられることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した（審査結果の概略については別紙参照）。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課
電話 03-3581-3719（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>